

予算特別委員会運営要領

この要領は、「予算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）」（令和4年2月21日議会運営委員会決定）（以下「基本的事項」という。）に定めるもののほか、予算特別委員会（以下「委員会」という。）の運営及び審査等に関し必要な事項を下記のとおり定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

1 委員会の開催場所

第7委員会室で行うものとする。

2 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

3 審査日程

別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

4 各常任委員会に対する調査依頼

- (1) 予算特別委員長（以下「委員長」という。）は、様式1により各常任委員長に調査を依頼するものとする。
- (2) 各常任委員長は、調査終了後に様式2により予算調査報告書（以下「調査報告書」という。）を委員長に提出するものとする。
- (3) 基本的事項5（4）に係る予算特別委員（以下「委員」という。）への調査報告書の配付については、タブレットに格納するものとする。

5 説明員

- (1) 補正予算の概要説明は総務部長、土木建築部長及び病院事業局長が行い、関係室部局長出席の上、質疑を行うものとする。
- (2) 当初予算の概要説明は総務部長が行い、関係室部局長（会計管理者及び各種委員会事務局長を除く）出席の上、大局的な観点から質疑を行うものとする。

6 概要説明に対する質疑

- (1) 補正予算
 - ① 質疑の時間は委員1人10分とする。
 - ② 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡をする委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告する。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑をする間は着席しなければならないものとする。
 - ③ 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
 - ④ 質疑時間の終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。

⑤ 質疑は一問一答方式により、自席に着席したままで行うものとする。

⑥ 質疑の順序は多数会派順とする。

(2) 当初予算

① 質疑は会派代表の委員 1 人が行うものとする。なお、質疑を行う会派は、委員名を 3 月 4 日（月）の補正予算審査日の正午までに、政務調査課に報告するものとする。

② 質疑の時間は 7 分とする。

③ 質疑は大局的な観点から、予算編成の基本的な考え方、室部局の予算体系などについて行うものとし、資料は、「沖縄県一般会計予算（案）の概要」、「当初予算（案）施策概要」、「当初予算（案）説明資料」及び「当初予算（案）概要（部局別）」などを使用する。

④ そのほか、上記(1)③から⑥までの規定を準用する。

7 総括質疑

(1) 総括質疑の項目、方法、時間及び順序等は、委員会に諮って決定するものとする。

(2) 総括質疑の通告締切日時は、委員会において総括質疑を行う日の前日（県の休日を除く。）の正午とし、様式 3 により政務調査課に提出するものとする。

8 理事会

(1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事 5 人をもって構成する。

(2) 理事は、委員会に諮って指名する。

(3) 理事は、委員会の運営について委員長及び副委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

(4) 理事会は、総括質疑の項目、方法、時間及び順序等のほか、委員会運営の円滑化及び効率化のために必要な事項等について協議を行うものとする。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員会に諮って定めるものとする。

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

(録音・計時) 議会事務局				補助 答弁席
------------------	--	--	--	-----------

議会 事務局
比嘉 京子 委員長

説	明	員
---	---	---

	照屋 大河 委員	山里 将雄 委員
--	-------------	-------------

大浜 一郎 委員	西銘 啓史郎 委員	小渡 良太郎 委員
-------------	--------------	--------------

仲宗根 悟 委員	平良 昭一 委員	
-------------	-------------	--

島袋 大 委員	花城 大輔 委員	呉屋 宏 委員
------------	-------------	------------

玉城 武光 委員	島袋 恵祐 委員	崎山 嗣幸 委員
-------------	-------------	-------------

上原 章 委員	大城 憲幸 委員	仲田 弘毅 委員
------------	-------------	-------------

	上原 快佐 委員	比嘉 瑞己 委員
--	-------------	-------------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

予算議案の審査日程

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
令和6年 3月1日	金	本会議 及び 委員 終了 後	予算特別委員会 ・委員長及び副委員長の互選 ・委員会運営要領の件 ・理事の選任 ・各常任委員会に対する調査依頼の件（令和6年度当初予算）	
3月4日	月	午前10時	予算特別委員会 ・令和5年度補正予算審査	総務部長 土木建築部長 病院事業局長 関係室部局
3月5日	火	常任委員会 終了 後	予算特別委員会 ・令和5年度補正予算採決	
3月7日	木	午前10時	本会議 ・令和5年度補正予算委員長報告・採決	
		本会議 終了 後	予算特別委員会 ・令和6年度当初予算の概要説明及び質疑	総務部長 関係室部局 （出納事務局及び 各委員会事務局を 除く）
3月8日	金	午前10時	各常任委員会 ・所管事務に係る予算議案の調査	関係室部局
3月11日	月	午前10時	各常任委員会 ・所管事務に係る予算議案の調査	関係室部局
			・予算調査報告書記載内容等についての協議	
3月12日	火		予算調査報告書整理日	
3月13日	水		予算特別委員への予算調査報告書の配付 （正午）	
3月14日	木	午前10時	予算特別委員会 ・総括質疑の方法等についての協議	
3月15日	金		総括質疑通告締め切り （正午）	
3月18日	月	午前10時	予算特別委員会 ・総括質疑	知事等
3月25日	月	午前10時	予算特別委員会 ・令和6年度当初予算採決	
3月28日	木	午前10時	本会議 ・令和6年度当初予算委員長報告・採決	

様式1

令和 年 月 日

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇 殿

予算特別委員長
〇 〇 〇 〇

予算議案の調査依頼について

本委員会に付託された予算議案のうち、下記について貴委員会において調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

(例)

甲第〇号議案 令和〇年度沖縄県一般会計予算（〇〇〇〇委員会所管分）

甲第〇号議案 令和〇年度沖縄県〇〇〇〇〇〇特別会計予算

甲第〇号議案 令和〇年度沖縄県〇〇〇〇〇〇事業会計予算

様式2

令和 年 月 日

予算特別委員長
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇

予算調査報告書

月 日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 委員会における審査概要
別紙議事録（速報版）のとおり
- 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）
別紙1のとおり
- その他委員から特に申出のあった事項
別紙2のとおり

※（なし）

様式3

令和 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

質 疑 発 言 通 告

質
疑
の
要
旨

上記により質疑したいので、予算特別委員会運営要領の規定により
通告します。

令和 年 月 日

予算特別委員

印

予算特別委員長 殿

※ 記載例は、議会運営委員会決定事項集「17 発言通告書の記載方法等
について」の記載例を御覧ください

予算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

予算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において予算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る予算事項を調査する方式としたところである。こうした予算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、予算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

1 予算議案の審査について

補正予算の審査については予算特別委員会において行うこととし、当初予算の審査については、概要説明を予算特別委員会で行った後、室部局に係る事項について所管の常任委員会に依頼して調査を行うものとする。

2 審査日程について

予算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な予算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。

3 調査依頼事項について

- (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る予算事項とする。
- (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。

4 各常任委員会における調査について

- (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
- (6) 各常任委員会での採決は行わないものとする。

5 予算調査報告書の作成及び配付について

- (1) 予算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
- (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における審査概要、予算特別委員会において知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項(以下「総括質疑」という。)及びその他委員から特に申出のあった事項とする。

(3) 総括質疑について

ア 各常任委員会における質疑において、総括質疑を提起しようとする委員は、その該当事項を総括質疑とする旨を発言するものとする。

イ 各常任委員会における質疑終了後、総括質疑を提起しようとする委員がその理由等を説明した後、予算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、予算特別委員会に報告するものとする。

ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、総括質疑として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、予算特別委員会に報告する際にその意見も併せて報告するものとする。

(4) 調査報告書は、予算特別委員会において総括質疑の方法等について協議する日の正午までに予算特別委員に配付するものとする。

(5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

6 総括質疑について

(1) 審査の最終日に知事等の出席を求め、当初予算について大局的な観点から総括質疑を行うものとする。

(2) 限られた時間の中で県民にとって有益な議論となるよう、質疑項目の絞り込みを行うものとする。

(3) 総括質疑の時間は、2時間（午前中）をめどに終了するものとする。

(4) 質疑を行う委員は、あらかじめ文書によりその内容を通告するものとする。

7 質疑の時間及び方法等について

予算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は同委員会において決定するものとする。

8 理事会について

予算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

(別紙 1)

予算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
2月定例会期中 (1日目)	予算特別委員会	本会議及び各委員会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件(当初予算)	
以降開会中 (2日目)	予算特別委員会	10時	○令和□年度補正予算審査	関係室部局
(3日目)	予算特別委員会	各常任委員会終了後	○令和□年度補正予算採決	
			○議案整理日	
(4日目)	本会議	10時	○補正予算委員長報告・採決	
	予算特別委員会	本会議終了後	○令和□年度一般会計・特別会計予算及び企業会計予算(概要説明)	総務部 関係室部局
(5日目)	常任委員会	10時	○所管事務に係る予算議案の調査	関係室部局
(6日目)	常任委員会	10時	○所管事務に係る予算議案の調査 ○予算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
(7日目)			○予算調査報告書整理日	
(8日目)			○予算調査報告書整理日	
(9日目)	予算特別委員会	午後	○予算特別委員への予算調査報告書の配付 ○総括質疑の方法等について協議	報告書配付 (正午)
(10日目)			○総括質疑通告書の提出	総括質疑通告 締切(正午)
(11日目)	予算特別委員会	10時	○総括質疑	知事等 関係室部局
	常任委員会			
	常任委員会			
	常任委員会			
(12日目)	予算特別委員会	10時	○採決	